

北九産新中第138号
平成29年7月18日

一般社団法人北九州中小企業団体連合会
会長　自見榮祐様

北九州市長　北橋健治



平成29年度北九州市中小企業対策に関する要望書について（回答）

平成28年11月25日付、28北中連第57号で要望がありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

— 北九州市 —

平成29年度 中小企業対策に関する要望に対する回答

[景気対策]

1 国内景気は、政府の経済対策を背景に、緩やかな回復基調が続いているが、円高や海外経済の先行き不透明感など懸念材料は多く、地方の中小企業にとっては、その実感は薄く、むしろ、電力料、人件費、材料費等の高騰で厳しい状況に置かれている。

ついては、北九州市の予算編成においては、中小企業に十分配慮していただくと同時に、国に対して、早急かつ的確な景気対策と税制改革を実行すべく、積極的に働きかけていただきたい。

《各局回答》

市内事業所の99%、従業員数の約8割を占める中小企業は、地域経済の要であり、本市がめざす「競争力のある産業振興と豊かな雇用創出」の実現は、元気な中小企業の活躍なくしてはありえないと認識している。

また、「北九州市中小企業振興条例」の基本理念にのっとり、中小企業の経営改善等を促進するための施策の総合的な実施に努めることとしている。

本市では、急激に変化する社会経済情勢の中で、国際的な競争時代においても産業都市として持続的に発展していくため、平成28年3月に今後5年間の産業振興計画となる「北九州市新成長戦略」を改訂した。

戦略の中で、「地域企業が元気に活動しつづける環境整備」を最重点課題として捉え、地域企業のビジネス展開を推進する組織横断的な体制の整備、中小・小規模企業の競争力向上、地元製品・サービスの利活用の推進、地元企業の高度化・新製品開発支援に取り組むこととしている。

新成長戦略を改訂して2年目の今年は、総額832億円の中小企業関連予算を確保して、地元企業の支援に取り組んでいるところである。

税制改正に関しては、国の税制調査会等において議論がなされるものであり、その中で、景気の動向等を踏まえた中小企業への配慮等についても検討がなされるものと認識している。

本市としては、国が経済対策の一環として税制改正を行う場合にあっては、基礎自治体である市町村が引き続き安定的な行政サービスを提供できるよう、地方税財源の十分な確保を求める観点から、指定都市市長会等を通じて国に対する要望活動等を行っているところである。

(財政局、産業経済局)

[地域振興対策]

2 北九州地区の経済は、全体としては緩やかに回復しているものの、中小製造業においては電力料金や材料費の高止まり、建設関連業では仕事量はあるものの人手不足に加えて賃金の高騰、地域商店街ではプレミアム付商品券の発行による効果も一時的なもので持続せず、依然として非常に厳しい状況に置かれている。

今後もこのような状況で推移するものと思われる所以、より一層の金融、受注、雇用、地域振興等の支援策の充実と併せて市独自の中小企業対策予算の大幅な増額を図っていただきたい。

《各局回答》

本市では、社会経済情勢の変化に対応し、ポテンシャルを十分発揮しながら、アジアの中核的な産業都市として、持続的な発展・成長を目指していくため、平成28年3月に「北九州市新成長戦略」を改訂した。

平成29年度予算では、地域企業が元気に活動し続ける環境の整備等を図るため、総額832億円の予算を確保した。

(1) 金融対策

「中小企業融資」予算については441億円を計上し、このうち、売上や利益が減少し、厳しい経営状況にある中小企業を支援する「景気対応資金」に208億円、従業員20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者を対象とする「小規模企業者支援資金」に50億円を計上している。

平成29年度は、昨年度の金利引下げ後も、市中金利の低下が続いていることから、中小・小規模企業の低利での資金調達を支援するため、「小規模企業者支援資金」「小口事業資金」「短期運転資金」「開業支援資金」等の金利を引き下げた。

(産業経渉局)

(2) 受注対策

公共工事の発注にあたっては、技術的に施工が可能なものについては、中小企業がほとんどを占める地元企業への優先発注を行うことを基本としており、物品購入や業務委託等についても、地元企業への優先発注に努めている。

また、公共工事の受注者に対して、「下請人は、原則として地元業者から選定すること」「資材・原材料等は可能な限り地元業者から購入すること」といったことを文書で要請している。5,000万円以上の工事では、説明会を開いて直接、要請している。

(技術監理局)

(3) 雇用対策

本市では、求職者と企業とのマッチング支援を中心に、

- 若者ワークプラザ北九州における求人受付
- 新卒者等を対象とした合同会社説明会
- 高校生や大学生に地元企業の魅力を伝える地元企業見学バスツアー
- 新分野進出等に伴う新規雇用及び非正規から正規雇用への転換に対して人件費の一部助成を行う「若年者正規雇用創造チャレンジ!!事業」
- 地元企業の採用情報等を提供する「キタキュー就職ナビ」の運営
- 学生等に地元企業の魅力や仕事を伝えるイベント「北九州ゆめみらいワーク」の開催
- 大学生のインターンシップを推進するための事業等を実施している。

平成28年度からは新たに、中小企業向けに民間就職情報サイトを活用した情報発信や採用者向け研修の実施、若年求職者への職場実習を通じた地元企業の人材確保支援など地元就職を促進するための施策の充実を図っている。

また、今年度は新規に働き方改革など国の施策の実施状況を踏まえ、中小企業を中心としたヒアリングを実施し、市施策への反映・人材確保支援など市が実施する施策の案内を行う事業を実施している。

(産業経済局)

(4) 商店街対策

商店街を取り巻く状況が厳しいと指摘される中、本市では魅力ある商店街づくりに向けた取組や商店街のにぎわいづくりへの支援を行ってきた。

平成29年度は、以下の事業を通じて、一層の商店街活性化を推進していく。

- 商店街プレミアム付商品券発行支援事業（平成29年度予算：17,000千円）

商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行を前年度から継続的に支援することにより、地域の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るもの。

- **新規** 若松リノベーション事業 ワカマツテラス（平成29年度予算：2,000千円）

若戸大橋のライトアップを見据え、地元団体等の連携を促し、リノベーション事業の更なる展開を図るほか、クルーズ船等のインバウンド需要も取り込み、商店街を中心としたまちの活性化を目指すもの。

- **新規** インバウンド対応おもてなし店舗応援事業（平成29年度予算：1,000千円）

市内店舗における外国人観光客の受入環境を整え、受入に意欲的な店舗を増やしていくことで、外国人観光客の街なか消費につなげるもの。

- 街なか商業魅力向上事業（平成29年度予算：6,360千円）

平成25年度をもって終了した『北九州市中心市街地活性化基本計画』の対象となった小倉都心・黒崎副都心、両地区の商業活性化の取組を継続的に行うもの。

- 商店街活性化計画づくり支援事業（平成29年度予算：1,873千円）

専門家の派遣による勉強会等の実施や、計画策定、大学や地域団体等との連携など、商店街活性化に向けた取組を総合的に支援するもの。

- 商店街賑わいづくりスタート支援事業（平成29年度予算：3,618千円）

商店街が行うイベントや、少子・高齢化に対応した取組などのソフト事業に係る経費の一部を助成するもの。

- 中小企業団体共同施設等設置補助（平成29年度予算：7,011千円）

商店街等が、アーケード等の共同施設や防火関連設備などを設置等する際、必要な資金の一部を助成するもの。

- 商店街空き店舗活用事業（平成29年度予算：5,765千円）

商店街や市場にある空き店舗への出店や、休憩所等のコミュニティ施設の設置に対して、改修費又は賃借料等の一部を助成するもの。

- 商店街人材育成事業（平成29年度予算：2,885千円）

今後の本市商業を担う企業経営者、おかみさんグループへの支援を行うとともに、地域団体等との連携などにより人材の育成を図るもの。

- 北九州市商業総連合会補助（平成29年度予算：2,000千円）

北九州市商業総連合会が実施する市内商店街の発展・活性化を図るための活動、事業に係る経費の一部を助成するもの。

（産業経済局）

3 アジア地域で急速に高まるクルーズ需要に対応し、北九州港へのクルーズ客船の寄港を積極的に誘致し、乗船客による経済効果を高めるため寄港時のイベント開催や特産品の販売、市内観光地への誘導など本市の魅力アップと消費拡大につなげるよう取り組んでいただきたい。

《各局回答》

本市では、平成28年4月に港湾空港局にクルーズ船誘致の専門部署を設置し、誘致活動に積極的に取り組むとともに、市一丸となってクルーズ船による観光客の受け入れ体制を整備している。その結果、平成28年度のクルーズ船寄港数は12回であったが、平成29年度は上半期だけで30回を超える

寄港予定となっている。今後とも、積極的にクルーズ船の誘致に取り組みたい。

寄港した船に対しては、地元関係団体の協力のもと、太鼓演奏や着物着付けなどのおもてなしイベントや乗組員向けの市内観光ツアー、買物シャトルバスの手配を実施し、「是非また来たい港」を目指している。

特に、門司・西海岸に邦船が寄港する際は、本市及び近隣の自治体（5市1町）にも声掛けし、物産等の販売を実施している。

今後とも魅力発信と消費拡大につながるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。

(港湾空港局)

4 昨年、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「官営八幡製鐵所」は、本市の発展を支えてきたものづくりの原点であり、これからも大事に保存し、後世に引き継いでいく必要がある。又、現在行なっているTOTO、安川電機、シャボン玉石けん等、ものづくりを主体にした企業の工場見学、工場夜景等の産業観光など本市の特性を活かした観光の振興を加速化させるとともに、本市の広報に努めていただきたい。

《各局回答》

世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」とその構成資産である官営八幡製鐵所関連施設について、その内容や世界遺産としての価値周知のため、広報及びイベント等を行うとともに、旧本事務所眺望スペースの管理や案内ガイドの充実等、来訪者受け入れ環境の整備に取り組んできた。

本年度は、引き続き構成資産の保全を行っていくとともに、スマートフォン等を活用して資産内部の映像を見られるようにする等、より身近に感じていただけるような取組みを実施するほか、市内の産業遺産等とも組み合わせながら関係機関と連携してインタープリテーション（理解増進・情報発信）の取り組みを推進してまいりたい。

(企画調整局)

「ものづくりの街」である本市の特徴を活かした観光資源の一つが「産業観光」であり、本市ではこれまで「工場・資料館見学」や「工場夜景」を活用した観光振興を推進してきた。

また、平成26年より、北九州商工会議所、北九州市観光協会（現：北九州観光コンベンション協会）の三者で「北九州産業観光センター」として、官民一体となった産業観光の窓口を開設し、産業観光専用のホームページを構築するなど、産業観光に関するサービス向上を図ってきた。

今年度も、北九州産業観光センターを中心として、協力企業との連携や受入体制の強化を図るほか、ホームページやパンフレットによる広報、市内外で開催されるイベントへの出展等を通じて、多くの方に本市の産業観光を周知し、観光振興を図ってまいりたい。

(産業経済局)

5 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、24時間利用可能な北九州空港のポテンシャルを活かし、深夜・早朝の時間帯を中心に新たな需要の創出、LCCや大型機の路線の誘致、国際線ターミナル機能の充実、滑走路の延伸（3,000m化）、福岡都心部と結ぶリムジンバスや北九州空港エアポートバスの増便による利用客の利便性の向上など、福岡県と連携して推進していただきたい。

《各局回答》

北九州空港は、開港から11年、利用者数や貨物取扱量は順調に増えており、北九州圏域の玄関口としての役割を果たしている。

本市では、これまでの取組と、目指す将来像も盛り込んだ「北九州空港将来ビジョン」を平成26年に策定し、福岡県とともに、利用促進に取り組んでいる。

また、近年の訪日需要の高まりや福岡空港の混雑空港指定（平成28年3月）を踏まえ、市長と福岡県知事が意見交換を行い、平成28年度からの3年間を「北九州空港将来ビジョン推進強化期間」と位置付け、福岡県との緊密な連携の下、取組を強化していくことに合意した。

昨年度は、定期便として天津航空による中国・大連便、ジンエアーによる韓国・ソウル（仁川）、釜山便が就航したが、本年度についても、福岡空港との役割分担と相互補完の考え方の下、旺盛な訪日需要を北九州空港で確実に受け止めるべく、最大の特長である早朝・深夜時間帯も活用し、更なる路線誘致に取り組むとともに、昨年度に約250便運航した国際チャーター便の実績も踏まえ、現在の国際線ターミナル機能を超える就航にも機動的に対応できるよう備えていく。

アクセスに関しては、平成27年7月から福岡県と連携し、福岡都心部と北九州空港を結ぶリムジンバスの運行を開始し、エアポートバス小倉線についても、一部時間帯の定時運行、始発・最終航空便に対応した運行を行い、アクセスの強化に努めている。

さらに、滑走路の延伸については、管理者である国への要望活動を行っており、今後も国に対して早期の実現に向けて働きかけていきたい。

今後も、これまで同様福岡県と連携しながら、福岡空港との役割分担・相互補完をしていくために、北九州空港の利用促進に取り組んでまいりたい。

（港湾空港局）

[工業振興対策]

6 関東（機械要素技術展・東京ビッグサイト）、関西（関西機械要素技術展・インテックス大阪）、中部（メッセナゴヤ・ポートメッセなごや）地区で開催される全国規模の展示会等への出展は、北九州市の知名度向上とともに、技術力や製品力を有する市内の中小企業が域外に販路開拓を図る上で有効な手段である。引続き、関東・関西などで開催される大規模展示会への出展助成を充実して実施していただきたい。

《各局回答》

平成29年度も引き続き、関東・中京・関西で開催される全国規模の展示会に出展し、新製品等の販路開拓を図る市内中小企業者を対象に、希望する展示会の出展小間料（1企業につき1小間、40万円を上限）を助成することとしており、今年度から予算を拡充して対応することとしている。

今後もできるだけ多くの市内中小企業の販路拡大を支援していくよう努めてまいりたい。

（産業経済局）

7 市内の工業団地は、ものづくり産業の中核であり、地域の顔ともなっている、加えて、最近は海外を含めて来客も多く訪れるので、道路等を含めた工業団地周辺の環境の整備を行なっていただきたい。

《各局回答》

工場景観は本市を特色づけるものであり、工業団地周辺の環境整備は重要であると考えている。

本市では、「北九州市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備や道路の緑化等を行い、工場地の緑化を進めている。

また、地域のニーズに応じた道路の環境整備を促進しており、道路の舗装や側溝、照明灯などの維持修繕についても継続して行っている。

今後も、既存施設については適正な維持管理を行い、新たな施設については状況を見ながら必要な整

備を行うことで、工業団地周辺の環境整備に努めたい。

(建設局)

- 8 工業団地の事業として実施する共同受電における省エネ設備の導入や原水供給の配管敷設などについて、資金面の支援をいただきたい。

《各局回答》

工業団地の共同設備（省エネ設備を含む）を設置する事業については、「中小企業団体共同施設等設置補助事業」の中で経費の一部を支援しているほか、省エネ設備の導入については、「次世代エネルギー設備導入促進事業」においても経費の一部を支援しており、ご要望に応じてこうした事業の周知を図りたい。

(環境局、産業経済局)

- 9 原発の再稼働が一部では行われているが、依然として大部分の原発は停止しているため、火力発電に頼らざるを得ず、石油や石炭、天然ガスなどの輸入が増え電気料金の値上げが懸念される。加えて、地球温暖化を抑制することからも安全基準を満たした原発の再稼働を早急に行い、安定的に良質で廉価な電力供給が行われるよう、国や電力事業者に積極的に働きかけていただきたい。

《各局回答》

「第4次エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）に基づき、原子力規制委員会では新基準による原発の安全審査が進められている。既に九電管内では川内原発が再稼働し、今後の収益改善効果が見込まれている。

国や電力事業者に対しては、今後も良質で廉価な電力の安定供給に向けて最大限の努力を図るよう引き続き求めていきたい。

(産業経済局)

[商業振興対策]

- 10 大型商業施設の進出や少子高齢化で地域の商店街は、非常に厳しい状況の下にあり、空き店舗率は区によってバラツキはあるものの8.2～40.5%となっており、商店街では空き店舗対策が喫緊の課題となっている。商店街では、「商店街空き店舗活用事業」を活用し活性化を図っているが、商店街の実情を考慮し、補助金額の増額、補助期間の延長及び審査期間の短縮を図っていただきたい。

《各局回答》

「商店街空き店舗活用事業」については、商店街向けの支援として「コミュニティー支援事業」及び「店舗運営事業」を、個人・中小事業者向けの支援として「開業支援事業」を設けている。そのうち、営利事業である「店舗運営事業」及び「開業支援事業」は1年間、非営利事業である「コミュニティー支援事業」は2年間の支援としている。本事業は、初期投資等経費の負担の大きい開業時期の円滑な事業運営を支援することを目的としていることから、期間を限定していることをご理解いただきたい。

次に、本事業の審査期間については、現在、事業計画書の提出から補助の採択まで1ヶ月程度をしている。これは、商店街での継続的な事業運営が可能であるかを判断するために書類及び面接による2段階での審査を行っているためであり、審査期間の短縮が難しいことをご理解いただきたい。

また、補助金の増額については、本市の厳しい財政状況及び補助金希望者数との兼ね合いを踏まえた

対応が必要である。限られた財源の中、より効果的な支援となるよう検討していきたい。

(産業経済局)

11 「北九州市商店街の活性化に関する条例」の効果的な運用を図るため、県の関係部署と連携を図り重要事項説明書に記載するなど不動産やコンビニ等を含めた業者に対して積極的な広報と周知の徹底に図っていただきたい。

《各局回答》

本市では、平成25年11月の条例の制定以降、商店街関係者等に対して様々な周知活動を行っている。

具体的には、条例のPRパンフレットを作成し、商店街組合、市内大規模小売店舗事業者などへ配布するとともに、機会をとらえて訪問し説明してきた。関係業界団体に対しては、日本チェーンストア協会や日本フランチャイズチェーン協会などへ条例制定の通知を行うとともに、大手コンビニエンスストアの地区本部などを個別に訪問して、条例の趣旨を説明し、取組への協力をお願いした。

特に不動産仲介業者の設けた団体に対しては、多くの会員が集まる研修会に赴き、直接説明する機会を持った。

地域住民への周知としては、区役所や市民センターにパンフレットを配布し、本市のウェブページでも条例の条文を紹介するなど、さまざまな取組を行ってきた。今後も、機会をとらえて関係団体に対する周知を行っていただきたい。

商店街組合の組合員数の増加を図るために、広報活動のみならず、商店街組合加入メリットを伝えることが重要であり、前年度も引き続き本市のプレミアム付商品券発行支援事業を活用して加入を促すよう、商店街組合に働きかけた。さらに、商店街を対象とした生産性向上のセミナーインバウンド対策の取組等も実施し、商店街への加入メリットとなり得る施策を実施した。

また本市でも商店街空き店舗活用事業を利用した出店者に対し、商店街組合への加入を奨めてきた。今年度も条例の周知とあわせて、商店街プレミアム付商品券発行支援事業等の商店街支援施策を活用した自己の商店街組合への加入メリットを設けて、組合員の加入促進につながるよう支援していただきたい。

(産業経済局)

12 多くの商店街や事業者は、後継者育成と事業承継が大きな課題となっている。講師派遣による研修会や講習会の開催に加え、市内の若手経営者の交流の場を設けるとともに、商店街青年部の連合体の組織化を図っていただきたい。

《各局回答》

本市では、地域の特性を活かし魅力ある商店街づくりに意欲的に取り組もうとする商店街等に専門家を派遣し、講習会や勉強会等の実施を支援している。

さらに、次代を担う若手経営者や後継者の育成のため、商店街経営者やグループが抱える課題について、まちづくりに精通した専門家を招いて講演会を開催している。このような講演会に商店街の若手経営者も積極的に参加されることにより、商店街活動に関する関心を高めていただくことで、青年部組織の復活へと繋がる可能性もあると考える。

今後も、商店街等に対し、専門家派遣事業などPRに努めるとともに、勉強会や講演会の開催など支援してまいりたい。

(産業経済局)

13 プレミアム付商品券発行事業は、多くの商店街で取り組まれ、商店街や地域の活性化に大いに貢献していることから、引き続き予算の確保・拡充を図っていただきたい。

《各局回答》

前年度は、平成27年度と違い国の緊急経済対策で創設された交付金がなかったため、本市発行のプレミアム付商品券は発行せず、本市で予算を計上し、商店街等によるプレミアム付商品券の発行を継続して支援した。

今年度も同様の支援を行う。事業内容については下記のとおり。

なお、来年度の実施については、本市の財政状況を勘案し、国及び県の動向も注視しながら検討していきたい。

【事業内容】

1. 販売総額500万円以上の場合（福岡県・本市制度を活用）

○助成対象 商店街組合、テナント会

○助成内容

① プレミアム分

福岡県の助成金額（販売総額の3%）に上乗せして販売総額の2%を助成

② 事務費

助成なし

2. 販売総額500万円未満の場合（本市の制度を活用）

○助成対象 商店街組合

○助成内容

① プレミアム分

販売総額の5%を助成

② 事務費

50万円を上限に助成

（産業経済局）

14 長期間放置された商業ビル等は、防犯・防火に加え、壁面などの剥落により通行人に被害が及ぶ恐れも充分考えられるので、昨年2月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、早急に対処し、街の安全・安心を推進していただきたい。

《各局回答》

本市では、これまで建築基準法に基づき、建物が適切に維持管理されるよう、所有者あるいは管理者に対して、指導等を行ってきた。

平成27年5月に施行された「空家等対策特別措置法」では、建物全体が使用されていない状態であれば、この法律に基づき対応することが可能となった。

そのため、適切な管理が行われていない空き店舗に対しては、建物の状態や周辺環境に与える影響の程度、危険の切迫性等から総合的に判断し、建築基準法、空家等対策特別措置法、空き家条例などの法令に基づき、指導等を行っていく。

（建築都市局）

15 リノベーションによる都市型産業の育成及び新規雇用者の創出を図るため、特区方式などによる建築基準法の容積率等の緩和や遊休不動産を持つ地権者などの意識改革等を積極的に推進していただきたい。

《各局回答》

容積率の緩和は、道路交通や上下水道等の都市基盤整備に過剰な負荷が掛からないよう抑制するものである。

本年3月、開発が停滞している小倉都心部の積極的な民間開発を促すための有効策として、前面道路の幅員のメートルの数値に乘ずる数値を0.6から0.8として、容積率を増やしたことである。

この緩和は建物の更新等を促し、にぎわいある安全で安心なまちづくりに寄与することから、他の地域でも実施してもらえるように関係部署に対し、働きかけを行いたい。

また、所有する不動産をまちづくりに活用したいと考える不動産オーナーを発掘することは非常に重要なことである。

このため、本市ではこれまでに不動産オーナー向けの啓発セミナーやガイドブックの作成等を行い、不動産オーナーの意識改革に積極的に取り組んできた。

平成29年度においても、より多くの不動産オーナーに本事業に参画していただけるよう普及・啓発に努めていくこととしている。

(建築都市局、産業経済局)

16 商店街等が地域の活性化のために実施するイベントなどの道路占用・使用許可申請について、規制の緩和と手続きの簡素化（期間の短縮）を図るとともに、円滑にイベントが実施できるように警察等の関係機関との調整を行なっていただきたい。

《各局回答》

イベント等で道路を使用するためには、原則として、市（道路管理者）の道路占用許可及び警察（交通管理者）の道路使用許可が必要である。

このため、本市だけで道路規制の緩和等を図ることは難しい面があるが、最近、公共的団体等が地域活性化等のためのイベントを行う場合は、柔軟に対応するよう国から道路管理者に対して方針が示されている。これを受け、本市としても、まちのにぎわい創出や道路通行者の利便性向上等に資するものであれば、道路占用許可が可能かどうかを検討し、場合によっては、警察等の関係機関との調整を行うことも考えている。

イベント等の具体的提案があれば、建設局総務部管理課または各区役所まちづくり整備課へご相談いただきたい。

(建設局)

17 国が実施している「地域商業自立促進事業」は、地域商店街等の活性化に有効な施策なので、来年度も実施するよう国に積極的に働きかけていただきたい。

《各局回答》

地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るために、商店街組織が単独、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、以下の6分野に係る公共性の高い取組を支援する事業である。

- ①少子・高齢化
- ②地域交流
- ③新陳代謝
- ④構造改善
- ⑤外国人対応
- ⑥地域資源活用

商店街等において、対象となりうる取組を検討している場合などは、積極的に本支援事業を案内してきたところであるが、商店街等に事業を実施する体制や準備が整っていないなどの理由から、平成28年度においては利用がなかった。

しかしながら、本支援事業は地域商店街等の活性化に有効な施策であるため、商店街等からの要望も踏まえながら、国に対し、働きかけを行いたい。

(産業経済局)

18 商店街や市場などの火災・水害対策の早期実施、商店街への自転車乗り入れ禁止の徹底、居酒屋店員による客引きの規制、駐輪場の設置・増設を図っていただきたい。

《各局回答》

【火災・水害対策について】

(1) 火災対策

平成27年8月、消防局、九州電力株式会社北九州支社及び西部ガス株式会社北九州支社の三者で、市内の市場・商店街等における火災の発生を防止し、市民の財産を守るために、相互に連携・協力して火災予防に取り組むことを目的に協定を締結し、三者合同での防火点検等を実施している。

そのような中、平成28年7月、八幡東区祇園町で大規模な木造市場火災が発生したことから、早期通報・消防体制の確保を目的として、緊急防火対策事業である木造市場等への119番自動火災通報システムとアーケードへの消火器の任意設置事業を実施したところである。

また、今年度からは、木造市場を中心に、防火点検や消防訓練、防火講話などをメニュー選択方式にして市場関係者の希望に沿った内容で行い、より効率的・効果的に具体的な出火要因を排除していくとともに、市場等関係者における防火意識の醸成及び維持・高揚を図っていくこととしている。

この他にも、商店街施策の一環として、商店街・市場が、火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備を設置する場合に、経費の一部を補助する「中小企業団体共同施設等設置補助」を設けており(消防法上の義務の有無により、補助率が異なる)、商店街が自主的に防火関連設備を拡充できるよう支援している。

(消防局、産業経済局)

(2) 水害対策

本市では、河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全性を高めるため、河川の整備を進めており、特に、近年大きな浸水被害が発生した小倉都心部においては、『小倉都心部浸水対策推進プラン』を策定し、建設局、上下水道局が連携し河川と雨水排水路の整備を重点的に進めており、浸水被害の軽減や浸水エリアの縮小を図っている。

さらに、河川整備などのハード対策だけでなく、土のうの配備や河川の水位を知らせる水位警報装置の設置などソフト対策も積極的に取り組んでいる。

この他にも、市民の防災意識を高めてもらうため、河川の浸水想定区域、予定避難所等の情報を掲載した防災ガイドブックを作成、配付している。

今後も流域の災害に対する安全性を高めるため、河川整備を着実に進めたい。

(建設局)

【商店街への自転車乗り入れ禁止の徹底及び駐輪場の設置・増設について】

現在、市では、小倉都心部における自転車利用者への対応として、関係機関と協力し、放置自転車対策の強化及び駐輪施設への誘導など各種施策に取り組んでいるところである。

駐輪場の設置・増設については、警察をはじめとする関係機関と協議の上、これまでの取り組みの成果を踏まえ、より効果的な放置自転車対策を考えていく中で検討してまいりたい。 (建設局)

【客引きの規制について】

本市の客引きについては、「福岡県迷惑行為防止条例」に基づき、福岡県警察が取締りを行っている。

平成26年12月に本条例が改正（平成27年6月施行）され、客引きやスカウト行為等の規制が強化された。

県警察によると、「条例施行以降は、小倉北及び八幡西の繁華街とともに、客引き等は激減しており、現在も、警察官が定期的に繁華街を見回りながら取締りを継続している」と聞いている。

居酒屋やカラオケ店などの「声かけ」については、取締りの対象外であるが、悪質なものについては当初より禁止されており、苦情等があった場合は随時、交番員等が駆けつけていると聞いている。

今後も、客引き等の取締りについては、県警察に働きかけを行ってまいりたい。

（市民文化スポーツ局）

19 起業支援のワンストップサービスや各種の経営相談等を行なっている中小企業支援センターの広報に務め、起業家や中小企業者の積極的な利用促進を図っていただきたい。

《各局回答》

中小企業支援センターでは、起業家や中小企業者からの経営等に関する相談の対応を強化するため、起業やサービス産業に強い女性マネージャーなどを今年度から新たに配置している。また、以下のような情報提供事業にも取り組んでおり、今後も中小・小規模企業の皆様に有益な情報をお届けできるよう、広報活動に努めていきたい。

○ 中小企業向け情報誌「ネットワーク北九州」の発行（毎月1回発行）

支援センターホームページでの閲覧も可能で、支援施策の紹介、イベントやセミナー、企業紹介記事などを掲載している。

○ ホームページによるPR

支援センターホームページにおいて、支援施策やお知らせ、関連サイトなどをまとめている。また、市、北九州商工会議所、支援センターの3者で運営しているポータルサイト「キタサポ」においても、支援メニューやセミナー等イベント情報を発信している。

○ メールマガジンの発行

毎月1～4回配信（配信先：963件※平成29年4月現在）。最新ニュース、公募案件やセミナーの案内などを発信している。

○ 「中小企業支援施策活用ガイドブック」の発行

毎年5月に発行（29年度は7,000部発行）しており、支援センターホームページでの閲覧も可能。市の制度だけでなく国や県などの類似の制度も併せて紹介しており、支援センター、各区役所等に配置するほか、セミナー受講者などに無料配布している。また、中小企業団体での施策説明や金融機関を訪問しての施策利用のPRなどに活用している。

○ 技術マップの発行

市内中小企業約400社の保有する製品、得意技術などの情報をまとめたデータベースで、冊子の発行及び平成17年3月から支援センターホームページで公開している。

（産業経済局）

[受注対策]

地元の雇用を確保し、地域経済を循環させるとともに、従業員の土木・建設技術を向上させ、地域の発展・振興を図り、中小建設業及び関連業者が夢と希望を持って働くような公共工事にするため、毎年、閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を遵守し、以下の施策を継続して実施していただきたい。

20 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に則り、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るとともに、窓口の契約担当者に周知徹底していただきたい。

《各局回答》

官公需適格組合を始めとする事業協同組合等については、本市の建設工事有資格業者名簿及び物品等供給契約有資格業者名簿を各部局に通知する際等の機会を捉え、各官公需適格組合及び傘下組合員、各官公需適格組合の受注対象事業を各部署に周知・徹底している。

また、各事業者に対しても、官公需適格組合としての入札参加資格の申請を受け付けている旨を、申請要領により周知している。

今後も、事業協同組合等への発注を推進する中で、適正に予定価格を設定する等、当該組合の利潤確保と受注機会の増大に努めていきたい。

(技術監理局)

21 道路や公共施設の防災・減災や改修等の公共工事予算を増額して確保するとともに、工事が年度末に集中しないように発注の平準化に努めていただきたい。

《各局回答》

昨今、市が保有する道路や橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいる。これらのインフラは市民の生活を支える重要な役割を担っており、適切な維持管理が求められているため、国の交付金等を最大限に活用し、確実な予算確保に努めている。

平成29年度一般会計予算における投資的経費、いわゆる公共事業は対前年度比173億円、25.1%減の518億円となっている。

これは、スタジアム整備事業(▲100億円)の終了や国の補正予算等を活用して平成28年度12月補正予算、2月補正予算で前倒し計上(162億円)したことによるものである。

なお、平成28年度補正予算で計上した162億円を含めると680億円(前年度比▲11億円)となり、スタジアム整備事業(▲100億円)を勘案すると、実質的には89億円の増となっている。

今年度は、市民や企業が安全・安心を実感できるように、上下水道の震災対策を拡充・強化し、豪雨対策や橋梁・トンネル等の長寿命化を継続して推進する等、防災対策に取り組んでいく。

また、公共施設等において天井や外壁のコンクリート等の落下事故が発生したことを見て、公共施設等の老朽化対策に重点的に予算配分を行うことにより、市民が安心して公共施設等を利用できるように努めていく。

併せて、予算執行方針においても適切な工期設定、発注や工期末が集中しないための起工時期及び工期末の分散化等に努めることとしている。

(財政局、建設局)

平成25年度・26年度に全国で入札不調発生が問題とされ、本市でも入札不調が多数発生したため、本市では平成27年4月に市関係部局に対し起工時期の分散化及び工期末の分散化に努めるよう通知を行った。幸いにも、平成27年度は全国的に入札不調が沈静化し、本市でも入札不調の件数は減少した。

また、平成28年度は本市においても、件数、発生率とも減少している。

しかし、引き続き集中発注などの防止について年間を通じた計画的な分散発注に努めるよう、平成29年3月に通知を行ったところである。

今後も、入札不調対策の観点から工事発注の平準化に努めてまいりたい。

(技術監理局)

22 地元中小建設業の受注機会の拡大と専門業者育成の面からも、土木・建築工事において塗装、防水など専門業者で施工できる工事については、専門業者への分離発注に努めていただきたい。

《各局回答》

従来から、技術的に施工が可能なものについては、地域経済振興の観点から市内中小企業への優先発注を行うことを方針としている。

また、工事に影響を及ぼさない範囲で分離・分割発注を行っている。

具体的には、

○建築一式工事では、建築本体、機械設備、電気設備などに分離し発注している。

○道路工事などの土木工事では、可能な場合、複数に分割して発注している。

ご要望の土木・建築工事における塗装、防水業者への分離発注については、可能な限り分離し発注している。

今後も、地域経済活性化のため、市内中小企業への優先発注及び分離発注に努めてまいりたい。

(技術監理局)

23 適正な利潤が確保できるように最低制限価格を設計価格の93%までに引き上げていただきたい。

《各局回答》

本市の最低制限価格の算定方法は国の算定方法を採用しており、過去、国の算定方法の改正を踏まえて本市も改正を行ってきたところである。

昨年に引き続き、国の算定方法が平成29年3月14日に改正され（なお、平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象である）、本市も同様に6月1日以降に公告又は指名通知する工事から、算定の基礎となる直接工事費の割合を95%から97%に改める改正を実施したところである。

予定価格に対する最低制限価格の割合は、ご要望の93%には届いてはいないが、これらの改正により徐々に上昇しているところである。

国及び他都市等の動向を今後も注視してまいりたい。

(技術監理局)

24 市による建設関連業等に対する「中小企業人材確保支援助成金」「建設業戦略的経営支援事業」「各種セミナー」などの支援策は、引き続き充実して実施していただきたい。

《各局回答》

公共事業は増加傾向にあるものの、材料費の高騰や人材不足などの影響を受け、引き続き厳しい経営環境にある建設業に対して、本市では平成20年度に建設業総合対策事業を立ち上げ、経営革新などの取組みを総合的に支援しており、平成29年度も引き続き、同事業を中心に中小建設業の支援を推進していくこととしている。

○ 中小企業支援施策活用ガイドブック

中小企業に対して、国・県・市及び関係機関の各種支援策を紹介する施策ガイドブックを発行し、

支援策の周知を図る。

○ 中小建設業経営支援セミナー

新分野進出や本業強化、リフォーム事業への参入などをテーマに、中小建設業の経営を支援するためのセミナーを開催する。

○ 建設業戦略的経営支援事業（専門家派遣事業）

新分野進出や本業強化、リフォーム事業への参入などに取り組む中小建設業に対して、長期間のコンサルタント派遣を行い、地域の成長モデルとなる企業の創出を目指す。

○ 中小企業人材確保支援助成金

中小企業団体が独自に取り組む若年者や女性等の就労促進に資する事業に必要となる経費の一部を助成する。

○ ものづくり中小企業・女性職場環境改善支援助成金（平成29年度から）

中小製造業者・建設業者が行う、女性の人材確保や定着のための女性専用設備の設置を行う際に、必要な経費の一部を助成する。

○ 新事業開拓支援資金「建設業特別対策枠」

新たな事業分野への進出を図る企業に対し融資を行うとともに、信用保証料の一部を市が補てんする。

（産業経済局）

25 かなりの期間据え置かれている伝票工事の限度額の200万円を300万円に引き上げるとともに、添付書類の簡素化を進めるか、必要であればその作成経費を確保していただきたい。

《各局回答》

軽微な工事の限度額は、地方自治法施行令により随意契約の限度額が250万円以下とされていることを考慮して設定したものである。

本市では、増額変更をしても随意契約が可能な250万円となるように、当初の予定金額を200万円以下としている。

したがって、ご要望の上限300万円への引き上げは、国において地方自治法施行令の改正が必要となるため、ご理解いただきたい。

軽微な工事では、入札とは異なり、契約書、設計図書、現場代理人・主任技術者の設置・届出を不要としており、簡素化を図っている。また、添付書類などの作成経費は契約金額に含まれると考えているため、見積提出の際に計上するなど考慮していただきたい。

（技術監理局）

26 現在の総合評価方式では新規事業者の参加が困難なので、「国等の契約の基本方針」に則り、少額随意契約の際には新規事業者を見積先に含め、新規事業者の育成を図っていただきたい。

《各局回答》

工事契約においては、新規中小企業者といえども施工管理能力や工程管理能力などの技術力を事前に把握する必要があるが、國の方針のとおり、実績を過度に求めるこを控え、新規中小企業者の活用に努めてまいりたい。

（技術監理局）

27 建設工事において、各地域での年間発注量を考慮しながら、地元業者の技術力の向上・企業の育成を図るため、AランクでもBランク並みの地域性を考慮した入札を行なっていただきたい。

《各局回答》

公共工事の発注にあたっては、従来から、技術的に施工が可能なものについては、本市経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業への優先発注に努めている。

各企業の技術力の向上のためには、入札への参加機会をできるだけ多くし、様々な施工の経験を積んでいただくことが重要であると考えている。

また、多額の公金の支出という観点からも、できるだけ多くの地元企業に参加機会を設け、利益を分配していくことが地域経済の振興にも繋がるものと考えている。

特に、技術的な難易度の高いことが多いAランク相当の工事については、より一層の各企業の技術力の向上が望まれるところであり、また、他のランクに比べて業者数が少ないため、競争性の確保、公平な参加機会の付与という観点からも、地域を分けて区分せず市内一円から参加していただけるように配慮しているので、ご理解いただきたい。

(技術監理局)

28 韶灘地区一帯は市が「韶灘エネルギー産業拠点」に位置づけて、再生可能エネルギーの導入が進められ、新たに洋上風力発電プロジェクトが進行中である。洋上風力産業の裾野は大きく、製造業のみならず、輸送業、海洋産業、セキュリティ産業など多岐の分野に渡っている。事業の推進にあたっては地場中小企業の参画を図っていただきたい。

《各局回答》

本市では、平成22年度より「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進しており、風力発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギー産業の集積を目指している。また、再生可能エネルギー産業の集積が進むと同時に、地場企業の方々への同産業への参画も進めていくべく、セミナー等を通して様々な説明を実施している。

洋上風力発電施設の設置・運営においては、風車製造や建設工事、建設後の維持管理、更には風車部材の輸送など、幅広い分野での業務が想定されており、それぞれにおいて地元企業の参入が期待できると考えている。

昨年度実施した「韶灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募」では、洋上風力発電事業を行うことに加え、韶灘地区での「風力発電関連産業の総合拠点の形成」や「地元企業の振興」などに資する提案を求め、選定した優先交渉者からは、地元企業の積極的活用などの提案がなされている。

提案で掲げられた内容を早期に実現してもらうため、今後、優先交渉者と市の間で具体的な協議を実施していくこととしている。

地元に関連産業を根付かせつつ、地元企業の参入機会を増やすためには、まずは、優先交渉者とともに韶灘での洋上風力発電事業を確実に実現することが重要である。

それと並行して、今後、洋上風力発電事業の展開が予想される他地域の事業をマーケティングし、市場拡大を図ることで、地元企業の参画の裾野を広げたいと考えている。

(港湾空港局)

[金融税制対策]

29 中小企業にとって自治体の制度融資は、重要な資金の調達先であるが、借り入れる企業としては信用保証協会の保証料を含めた額が金利負担となる。市では、貸付利率及び保証料の低減や保証料の一部補助などを行っているが、引き続き実質的な金利負担の低減を図っていただきたい。

《各局回答》

信用保証協会の保証料は、通常、中小企業の経営状況等に応じて、0.45%から2.20%の料率が適用されるが、本市の中小企業融資制度では、保証料の補填を信用保証協会に行うことにより、中小企業が負担する保証料を0.27%から1.66%に低減しており、平成28年度は約1億4千万円の支援を実施した。

また、金利の低減については、これまで、景気動向や「北九州市中小企業振興条例」の施行を踏まえ、各種資金の金利引き下げを実施してきた。

平成29年度についても、「小規模企業者支援資金」「小口事業資金」「短期運転資金」「災害復旧資金」「経営力強化サポート資金」「開業支援資金」「新事業開拓支援資金」「新成長戦略みらい資金」「高度化・準高度化資金」の金利引き下げたところである。

なお、北九州市が「国家戦略特区」に指定されたことを契機に、北九州市と福岡県信用保証協会間で業務連携・協力に関する覚書を締結した。この覚書締結に基づく連携業務として、平成28年7月より「開業支援資金」の保証料利用者負担ゼロを実施した。

(産業経済局)

30 事業所等の合計床面積及び従業者の給与総額を課税標準とする事業所税は、固定資産税や都市計画税も徴収されるなか、中小企業に与える影響は大きい。免税点(1,000m²→3,000m²、100人→200人)を引き上げるか、若しくは中小企業には免除措置を行っていただきたい。

《各局回答》

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事務所・事業所において行われる事業にかかる税です。

本市では、道路や駐車場などの交通施設、学校その他の教育文化施設、医療施設・保育所などの福祉施設等の整備にあてております。

本市の施策を実施していくうえで大変重要な税であり、ご要望どおりに対応することはできませんが、今後も皆様のお役に立てるよう事業を推進してまいります。

(財政局)

31 地域経済を支える中小企業等に対して行われている法人税率の軽減(19%→15%)は、28年度末まで延長されたが、更に税率を引き下げるよう国に積極的に働きかけていただきたい。

《各局回答》

中小企業者等に係る軽減税率の特例については、平成29年度税制改正において、その適用がさらに2年間延長されたところである。

また、法人実効税率の引下げを含めた法人課税のあり方については、今後の税制改正に向けて引き続き議論がなされる予定であることから、本市としてはその動向を注視していきたい。

(財政局)

32 法人税の中小企業における交際費の定額控除限度額(800万円)は2年延長されたが、全額を交際費として経費計上できるよう国に積極的に働きかけていただきたい。

《各局回答》

交際費等の損金不算入制度については、平成26年度税制改正において、交際費のうち飲食のための支出の50%を限度に損金算入を認めるとともに、中小法人については、従来の制度（飲食費以外を含む交際費等について、800万円まで損金算入可能）との選択適用を可能とする特例が創設されたが、平成28年度税制改正において、その適用が2年間延長されたところである。

本市においても引き続き、国の動向を注視していただきたい。

(財政局)

- 33 資本金や支払い給与等を課税対象とする外形標準課税は、地域経済を支える中小企業にとっては、大変な負担増となり企業経営への影響も大きいので、中小企業への適用拡大を行わないよう国に強く働きかけていただきたい。

《各局回答》

いわゆる「外形標準課税」は法人事業税（県税）の問題であるが、法人課税のあり方については今後も引き続き検討がなされる予定であることから、本市としてもその動向を注視していただきたい。

(財政局)

- 34 団地組合の一体化を保証するため、組合員の倒産等により、団地内不動産を組合が一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税は非課税にしていただきたい。

《各局回答》

登録免許税は国税であり、不動産取得税は県税であることから、本市は国・県の動向を注視していただきたい。

(財政局)

【労働対策】

- 35 市内の有効求人倍率は1倍を超え売り手市場になってきているが、依然として若年層を中心希望職種と求人職種のミスマッチによる早期退職が発生している。市が若年者の就業拡大を目的に実施している若者ワークプラザ北九州運営事業において、27年度は年間述べ約18,300人の若者の求職者が利用し、1,100人余りが就職している。また、若年者求人開拓業務においては、年間1,500人の求人を掘り起こすなど、若年者の就業支援とミスマッチの解消及び中小企業の人材確保に大いに貢献しているので、引き続き充実して実施していただきたい。（若年者求人開拓業務は北中連の受託事業です。）

《各局回答》

市としても、若年者の就業機会の拡大と中小企業の人材確保に向けた取組みは重要と考えている。平成29年度は、新たに中小企業を中心としたヒアリングを実施し、市施策への反映・人材確保支援など市が実施する施策の案内を行うとともに、引き続き若者ワークプラザ北九州の運営や求職者有利の情勢においても就職できない若年者に向けた求人開拓を効率的、効果的に実施していただきたい。

(産業経済局)

36 大企業の業績の回復とともに中小企業における人材確保はますます厳しい状況に置かれている。

市では、地元中小企業への理解を深めるため、会社合同説明会、学校の就職担当職員と中小企業人事担当者との情報交換会、企業見学バスツアーの開催や「キタキュー就職ナビ」の運営など、新卒者や若年者が地元の中小企業に就職したくなるような施策を実施しているが、これらの広報・周知を図り、地元中小企業の人材確保を支援していただきたい。

《各局回答》

本市では、雇用対策を引き続き市政の最重要課題と位置づけ、地元企業の人材確保対策として、

- 若者ワークプラザ北九州や高年齢者就業支援センターにおける就業支援
- 地元中小企業等が集まる会社合同説明会による求人・求職のマッチング支援
- 新卒採用に関する企業と高校・大学等との情報交換会の開催
- 地元企業の魅力や新卒採用等の情報を提供する「キタキュー就職ナビ」の運営
- 高校生や大学生を対象とした地元企業見学バスツアーの開催
- 人材確保関連セミナー等による若者の採用・職場定着支援
- 新規事業に伴う正規雇用を支援する「若年者正規雇用創造チャレンジ!!事業」
- 地元企業の仕事内容などを直接聞き、体験できるイベントである「北九州ゆめみらいワーク」の開催
- 地元の理工系大学生に加え、文系大学生に対する地元企業のインターンシップの推進などを実施している。

平成28年度から開始した、若者ワークプラザ北九州の若年求職者と地元企業での職場実習を今年度も引き続き実施することとしている。また、シニア・ハローワーク戸畠と連携して、求人・求職のマッチング支援を実施し、これまでの取り組みと合わせて今後の地元就職につなげていきたいと考えている。

また、平成28年度からは、市内の中小企業団体が、若年者や女性等の就労促進を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成する「中小企業人材確保支援助成金」を新設したほか、製造業や建設業の現場で生き生きと働く若者の姿をHPやフェイスブックを通して紹介することで業界の魅力を伝え、若年者の人材確保につなげる「ゲンバ男子」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子」の特設サイトを運営している。

さらに、今年度からは女性の入材確保や定着を支援するため、市内の中小製造業者・建設業者が女性専用設備（トイレ、更衣室、休憩室等）の設置など、女性が働きやすい職場環境の改善に取り組む際に、必要な経費の一部を助成する「ものづくり中小企業・女性職場環境改善支援助成金」を新設するなど、地元中小企業の入材確保を促進しているところである。

(産業経済局)

37 地元の中小企業は、厳しい経営状況に置かれており、社内で従業員を教育する資金的、時間的余裕がないため、即戦力を必要としている。電気、溶接、機械、建築などの基礎的な技術習得者を育成し社会に送り出すため、工業高校や専門学校等のカリキュラムの充実を関係機関に働きかけていただきたい。

《各局回答》

工業高校等への働きかけに関するものとしては、平成28年度に新設した「中小企業人材確保支援助成金」事業において、地元中小企業団体が行う職場の体験学習会や、学生との交流会などの取り組みを支援しているところである。また、中小企業大学校直方校への受講料補助や九州機械工業振興会への支援など、地元中小企業の従業員への教育支援にも力を入れているところである。

38 我が国のもづくり中小企業の優れた技術・技能は、我が国産業の国際競争力の強化に貢献するとともに、新製品・新技術開発や新たな産業を創出する基盤ともなっている。「北九州マイスター制度」、「北九州マイスター匠塾」、「匠に学ぶ技能講習会」など、市内のものづくり中小企業の技術技能、ノウハウが衰退することなく円滑に継承が図られるような人材育成の支援策を継続実施していただきたい。また、市が開催している「実学ナレッジセミナー」など人材育成支援の研修会・講習会などは継続して実施していただきたい。

《各局回答》

ものづくりのまちである本市にとって、技能継承は重要かつ普遍的な課題である。このため本市では、平成13年度から卓越した技能で本市の発展を支えてきた方々を「北九州マイスター」として認定し、技能継承活動に取り組んでいる。

具体的な取り組みとして、マイスター認定者には、市主催の「北九州マイスター匠塾」や「匠に学ぶ技能講習会」等において、自らが保有する貴重な技能を、次代を担う若者たちに継承する活動を行っていただいている。

また、平成24年度に発足した「北九州マイスター技能伝承俱楽部」では、依頼のあった企業や教育機関等へ北九州マイスターを派遣し、講演・技術指導などにより、技術上の課題、悩みの克服を手助けすることとし、地域企業の技術力の底上げを支援している。本市は、市内中小企業への技術指導に対して、一部補助を行うなど、技術の継承活動を支援している。

今後も技能伝承や後継者育成のための支援を効率的かつ継続して行っていきたいと考えており、中小企業の皆様には、これらの事業を積極的にご利用いただきたい。

【現在行っている技能継承事業】

○ 「北九州マイスター」の認定

「ものづくりのまち」北九州を象徴する制度として、主に工業系製造業分野（機械・金属・化学窯業・電気等）の卓越した技能者を認定・表彰（隔年実施）。

○ 「北九州マイスター匠塾」の開催

企業で働くプロの技能者向けに、マイスターによる実技講習を職業訓練機関の「ポリテクセンター福岡」、「九州ポリテクカレッジ」で開催（溶接、フライス盤、旋盤、仕上げ）。

○ 「匠に学ぶ技能講習会」の開催

地域の工業高校生向けに、マイスターによる実技講習を開催。さらにその成果を競う技能競技大会を開催（溶接、仕上げ）。

○ 「北九州マイスター・ヘルプデスク事業」への支援

北九州マイスター技能伝承俱楽部が実施する、市内中小企業への講演・技術指導に対して、市より費用の一部補助を実施。

○ 北九州イノベーションギャラリー（K I G S）における教育・普及プログラムの実施

北九州マイスターを講師に招き、企業の技術者や学生を対象に技能講習会等を開催（加工、溶接、組立、仕上げ等）。

また、経営者や経営幹部の経営力向上に役立つ「実学ナレッジセミナー」をはじめ、「事業承継セミナー」や「ものづくり人材養成講座」、中小企業大学校直方校の受講料補助など、これまでの取組みを継続し、地域経済の発展を担う中小企業の人材育成支援を推進したい。

[環境対策]

- 39 「環境未来都市」や「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受け、環境にやさしい街づくりのため、究極のクリーンエネルギーとして注目されている水素社会の創造を目指して、水素エネルギー活用の動機付けや普及促進とともに水素関連産業の育成を図っていただきたい。

《各局回答》

本市では現在、スマートメーター等の省エネ設備・機器を活用しつつ、電気、熱などの複合的なエネルギー・マネジメントの仕組みの構築を進めており、その中で究極のクリーンエネルギーとして注目されている水素の活用も検討している。具体的には、水素燃料電池自動車の導入助成や公用車への率先導入による普及促進を進めており、今後、国の事業を活用した民間との共同実証などにも取組みを拡大することを通じ水素社会創造及び水素関連産業の振興を行っていきたい。

(環境局)

- 40 エコアクション21認証取得は中小企業の環境対策と経営改善に大きく貢献しており、現在行なっている無料セミナーの開催や優遇策などについては、引き続き積極的な広報と更なる支援策を講じていただきたい。

《各局回答》

エコアクション21の取得促進のため、市内中小企業を対象に各種支援等を行っている。

具体的には、これから環境経営に取り組む事業者を対象に、制度概要や構築のポイントなど事例を交えて紹介する導入セミナーや、セミナーを受講した事業者を中心に認証・登録に向けた実践的な講座をNPO法人北九州テクノサポートが無料で開講している。

これらの支援については、市のホームページへの掲載、北九州市環境産業推進会議会員企業へのメール配信等を通じて積極的な広報を行っているところである。

また、エコアクション21取得促進のためのインセンティブとして、市内のエコアクション21取得事業者の中で、他の事業所の模範となる優良な環境経営を実践している事業者を「環境にやさしい事業所」として市から感謝状を授与し、その取組内容を市のホームページに掲載する事業を行っている。

なお、感謝状を授与された事業者には、平成25年度に創設された「新成長戦略みらい資金」(金融機関による運転・設備資金の低利融資制度)を利用することもできる。

さらに、エコアクション21の取得事業者には、

- 省エネ設備を設置する市内の中小企業等に設置費用の一部を補助する「北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業」において、補助事業者を決定する審査で加点評価を受けることができる。
 - 北九州市の公共工事等の入札参加資格等で加点を受けることができる。
- などの優遇制度が用意されている。

今後も、引き続き市内事業者のエコアクション21の取得促進に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

(環境局)

- 41 環境対策の視点から、安全基準を満たした原発の早期稼働、水素エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー固定価格買取制度の柔軟な見直しなどを積極的に進めていただきたい。

《各局回答》

水素エネルギーの普及促進については、これまでの水素燃料電池自動車の導入助成や公用車への率先導入に加え、再生可能エネルギー由来の水素製造・利用についても推進していく。

なお、原発の再稼動については、原子力規制委員会等が許可権限を有するものであり、また、再生可能エネルギー固定価格買取制度については、経済産業省の管轄であることから、本市としては、その動向を注視してまいりたい。

(環境局、産業経済局)

[北中連関係]

42 本連合会は、昭和29年の設立以来、61年間、北九州地域の中小企業支援と地域振興に積極的に取り組んできた。今後も北九州市が実施する各種中小企業施策に、市と連携し積極的に取り組む所存であるので、引き続き本連合会に対し委託事業の発注など特段の配慮をお願いしたい。

《各局回答》

貴連合会におかれでは、長きにわたって地元中小企業が抱える数多くの問題の解決に積極的に取り組まれており、また、中小企業を中心としたヒアリングを実施し、市施策への反映・人材確保支援など市が実施する施策の案内を行う事業を本市と連携するなど、中小企業の発展と本市の活性化のために多大なるご貢献をいただいている。

本市では、地域産業の振興のためには、経済活力の源泉である中小企業の果たす役割が極めて大きいという認識のもと、課題を的確に把握し、企業ニーズに沿うよう現行の施策を柔軟に見直しながら、中小企業の振興・支援に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

今後も貴連合会との連携を取りながら、北九州市を活気あふれるまちへと盛り立てていきたい。

(産業経済局)